

参考資料 4

川崎市民間活用推進委員会 民間事業者選定部会について

	等々力緑地再編整備に関する民間事業者選定部会	地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会
1 目的	川崎市民間活用推進委員会（以下、「委員会」という。）において、 <u>等々力緑地再編整備（建設緑政局所管事業）</u> について、事業者選定の審査・評価を行うため、川崎市附属機関設置条例（平成27年条例第1号）（以下、「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、委員会に <u>等々力緑地再編整備に関する民間事業者選定部会</u> （以下、「部会」という。）を設置する。	川崎市民間活用推進委員会（以下、「委員会」という。）において、 <u>地域エネルギー会社設立（環境局所管事業）</u> について、事業者選定の審査・評価を行うため、川崎市附属機関設置条例（平成27年条例第1号）（以下、「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、委員会に <u>地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会</u> （以下、「部会」という。）を設置する。
2 所掌事務	(1) 事業者選定の審査・評価に関すること (2) その他、必要な審議事項に関すること	
3 組織	(1) 部会の委員は、委員会の委員又は条例第4条第3項の規定に基づく臨時委員として、事業者選定の審査に関して高い識見を有する者から、委員会の会長が指名する。 (2) 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。 (3) 部会は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。	
4 部会の決議の取り扱い	条例第8条第7項の規定により、部会の決議を委員会の決議とする。	
5 庶務	部会の庶務は、総務企画局行政改革マネジメント推進室民間活用担当において処理する。	
6 雑則	前各項に定めるもののほか、部会運営に関する事項その他必要な事項は部会長が定める。	

	等々力緑地再編整備に関する民間事業者選定部会			地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会		
7 構成 (敬称略・ 五十音順)		氏名	所属・役職等		氏名	所属・役職等
	部会長	川崎 一泰	中央大学総合政策学部 教授	部会長	安登 利幸	亜細亜大学都市創造学部都市創造学科 元教授
	委員	伊藤 麻里	弁護士／アンダーソン・毛利・友常法律 事務所 外国法共同事業	委員※	稲垣 憲治	一般社団法人ローカルグッド創成支援機 構 事務局長
	委員※	金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部造園科学 科 元教授	委員	稲生 信男	早稲田大学社会科学総合学院 教授
	委員※	窪田 亜矢	東京大学生産技術研究所 特任研究員	委員※	加藤 政一	東京電機大学 電気電子工学科 教授
	委員※	山口 直也	青山学院大学大学院会計プロフェッシ ョン研究科 教授	委員※	工藤 美香	自然エネルギー財団 上級研究員
	※については、 条例第4条第3 項に基づく臨時 委員			委員※	中山 育美	川崎市地球温暖化防止活動推進員 公益財団法人廃棄物3R研究財団 上席研究員
			委員※	松橋 隆治 (令和4年9月30日付で退任)	東京大学大学院工学系研究科 教授	
			委員※	村松 久美子	PwCあらた有限責任監査法人 電力・ガ スシステム改革支援室ディレクター	
8 設置	令和3年11月26日			令和4年3月30日		
9 開催	第1回：令和3年12月17日	第4回：令和4年 6月24日	第1回：令和4年 4月13日	第2回：令和4年 2月24日	第5回：令和4年10月30日	第2回：令和4年 8月 3日
	第3回：令和4年 3月15日	第6回：令和4年10月31日	第3回：令和4年12月 8日			
10 廃止	令和5年3月31日（委員任期満了日）			令和5年3月31日（委員任期満了日）		